⑶財政融資資金借入金（１年以内償還予定を含む）	(1,979,670,524,000)	(2,079,533,125,601)	(99,862,601,601)
⑷デリバティブ取引	(33,989,153,965)	(33,989,153,965)	0

＊負債に計上されているものは、(　) で示しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法

①　貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で政策金利を反映するため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額をリスクフリーレートに信用リスクを加味したレートで割り引いて時価を算定しております。

②　破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権

破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

③　財政融資資金借入金（１年以内償還予定を含む）

財政融資資金借入金（１年以内償還予定を含む）の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

④　デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）であり、割引現在価値を時価としております。

（注２）　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：円）

	貸借対照表計上額
投資有価証券＊１	46,456,953
関係会社株式＊１	76,473,170,138
融資契約承諾済融資未実行額＊２	0

＊１　これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

＊２　融資契約承諾済融資未実行額については、融資対象である途上国における開発事業等の執行の態様が極めて多様であること等から、将来の融資実行に関する合理的な見積りが困難であるため、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

（退職給付関係）

１．退職給付債務及びその内訳　（単位：円）

	平成24年度末
⑴　退職給付債務	△ 11,081,162,813
⑵　年金資産	3,062,735,853
⑶　未積立退職給付債務⑴＋⑵	△ 8,018,426,960
⑷　未認識数理計算上の差異	0
⑸　未認識過去勤務債務（債務の減額）	0
⑹　貸借対照表計上額純額⑶＋⑷＋⑸	△ 8,018,426,960
⑺　前払年金費用	0
⑻　退職給付引当金⑹－⑺	△ 8,018,426,960

２．退職給付費用の内訳　（単位：円）

	平成24年度
⑴　勤務費用	821,257,689
⑵　利息費用	166,826,843
⑶　期待運用収益	0
⑷　過去勤務債務の費用処理額	0
⑸　数理計算上の差異の費用処理額	△ 242,407,040
⑹　その他（厚生年金基金加入者掛金）	△ 80,771,514

３．退職給付債務などの計算基礎

		平成24年度
⑴　割引率	厚生年金基金	2.0%
	退職一時金	0.735%
⑵　期待運用収益率		0.0%
⑶　退職給付見込額の期間配分方法		期間定額基準
⑷　数理計算上の差異の処理年数		１年

（資産除去債務関係）

当機構は、本部ビルについて建物賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、資産除去債務を計上しております。資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間には契約期間を用い５年間、割引率は0.529%を採用しております。

前年度末において資産除去債務に計上した金額は69,514,322円であり、当年度末における資産除去債務残高は、上記金額69,514,322円と時の経過による資産除去債務の調整額367,731円の合計69,882,053円であります。

（持分法損益等）

当機構には特定関連会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんが、関連会社に係る持分法損益等は次のとおりであります。

関連会社に対する投資の金額　76,473,170,138円
持分法を適用した場合の投資の金額　83,420,105,688円
持分法を適用した場合の投資利益の金額　23,702,842,153円

（その他）

ミャンマーの延滞債務の解消に係る会計処理について

「ミャンマーの延滞債務の解消について」(平成25年１月30日付日本政府発表)に基づき、ミャンマーの当機構に対する債務のうち198,881,173,331円（元本159,766,480,694円、利息39,114,692,637円）について、ミャンマーは超短期の商業ローンを「ブリッジローン」として活用し、この債務を解消するのに対して、当機構は、同額の円借款を「社会経済開発支援借款」(プログラム・ローン）として供与し